

## 山口家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時 平成26年3月3日(月)午後3時

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

石川克己委員, 内山真理子委員, 岡田伸之委員, 澤村有利生委員, 白石資朗委員, 林田宗一委員(委員長), 三井田守委員, 山賀美千代委員, 山口正之委員, 山本佳代子委員

[オブザーバー]

藤井事務局長, 奥谷首席書記官, 築山次席家庭裁判所調査官

第4 議題等

1 林田山口家庭裁判所長挨拶

2 新委員長選出

3 プレゼンテーション「少年事件の被害者配慮制度の現状について」(植野主任書記官), 「再非行防止の取組について～少年事件における教育的措置～」(上田主任家庭裁判所調査官)

4 意見交換

テーマ「少年事件の被害者配慮制度の現状及び再非行防止の取組について」に関する意見交換を行った。

**【意見交換の概要】**

[◎:委員長 ○:委員(委員長を除く。) ●:オブザーバー △:説明者]

◎ プレゼンテーション「少年事件の被害者配慮制度の現状について」の内容について, 何か質問はあるか。

○ 少年事件においては, 家庭環境が少年に与える影響が大きいと考える。被害者側の立ち会いに関する配慮については説明を受けたが, 加害者側である少年の親や親族が立ち会うことについてはどのように考えているのか。

- 少年事件においては、複雑な家庭環境を抱える少年が多い。保護者に当たる親権者は立ち会うのが大原則であり、また、監護養育をしている祖父母も少年審判に付き添うこともある。それ以外の親族が関与することはないというのが現状である。
- 平成25年の山口家裁における被害者配慮制度の利用件数が22件と紹介されたが、利用件数が少ないように感じる。他の家裁や、全国的な傾向はどのようなになっているか。
- △ 統計資料は持ち合わせていないが、全国的な割合と大きな差はないと認識している。
- 制度を利用しようと申請したものの認められないこともあるのか。また、利用し得る人が初めて制度を知るのは、裁判所がリーフレット等を郵送する時点であるのかを教えていただきたい。
- △ 申請されたが認められなかったケースは、過去5年間で1件、審判状況説明が認められなかったことがあるのみである。制度をお知らせする時期については、裁判所では、事件送致段階でリーフレットを送付するときに最初であるが、その前に、捜査機関においても、被害者に対して制度の説明がされていると聞いている。
- 通常の刑事事件でも被害者への通知制度はあるが、少年事件においても、裁判所の許可があれば手続の状況等が知らされる制度があるということを、捜査機関において説明することにより、制度利用の機会を逸しないように配慮している。
- 待ちの姿勢ではなく、早め早めの通知をするという姿勢を持つことは良いと思う。  
心情や意見の陳述の申請は、何回程度まですることができるのか。きちんと考えを整理して来れば1回で足りるであろうが、後でまた思い出したということもあろうかと思う。

◎ 陳述の回数は概ね1回かと思うが、どうか。

△ 審判廷で行う場合は、多くの審判が1回で終わることから、当然に機会は1回のみである。また、家裁調査官に対して行う場合も、1回のことが多いかと思う。

◎ 被害者の多くはよく考えを整理してから心情や意見の陳述に来ており、1回、きちんと意見を述べればそれで足りることが多いと思う。何度も要望があることはないように思うが、どうか。

● 家裁調査官として、何人もの心情や意見の陳述を受けたが、ほとんどの方は陳述する内容をメモ書きしたり、中には原稿を作成する方もいるなど、準備をして来られるので、1回で済んでいる。

都道府県ごとに多少事情は違うようだが、殺人などの重大事件については、犯罪発生直後から県警の犯罪被害者対策室などの部署が被害者のケアを始めると聞く。付添人が付くケースもあり、被害者が裁判所に来るまでに話をする機会が多くあるため、裁判所においてはまとまった話をする人が多いと思う。

○ 心情や意見を陳述すると、裁判所の記録にどのような形で残るのかを教えてください。

△ 審判廷で陳述された場合は、審判調書に記録することになる。

家裁調査官に対してなされた陳述は、家裁調査官がその陳述内容をまとめた書面を作成し、社会記録の中に編綴される。

○ 被害者に対する支援の広報は、山口県弁護士会のホームページでも行っている。

平成25年の山口家裁における被害者配慮制度の利用件数が22件であるとのことだが、この数字は本庁のみの数字なのか、支部も含めた数字なのかを教えてください。また、その内、弁護士が被害者側に関与している件数が分かれば教えてください。

△ 管内支部も含めた件数である。被害者側に弁護士が関与している件数は把握していない。

◎ それでは意見交換事項に入りたいが、少年事件の被害者配慮制度が利用されるべき事案について、利用したい被害者が利用できるように、また、利用しやすいようにするには、どのような点に更に配慮が必要かについて、ご意見を伺いたい。

○ 私は、被害者側に関わって、被害者傍聴を申請したことがある。日程が合わず、傍聴当日は復代理で対応したが、復代理人から話は聞いた。

当日の段取りは、被害者と加害者が裁判所に来る時間をずらして顔を合わせることがないようにしたり、駐車場を確保した上で来庁した被害者を職員が案内するなど、配慮をされていると感じた。

ただ、被害者側に、審判開始時間よりもかなり早い時間に来庁するよう指示があったため、復代理人の要請により、加害者側を先に来庁させるようにしてもらった。時間をずらすという配慮はありがたいが、待ち時間が長いと不安を煽ることになるので、その点を更に配慮していただきたいと思う。

○ 私は被害者側に関与したことはなく、加害者側に関与したときも被害者傍聴の経験はないが、日弁連の報告に基づいてお話しする。

被害者が少年に厳しいことを言っても裁判官が制止しなかった事例もあるが、陳述内容がエスカレートした被害者を退廷させた事例もある。少年事件は逮捕から審判まで1月ほどの短い期間しかなく、少年の精神が未熟であることもあって反省が進まず、被害者側の怒りを煽る結果となることもあるという。一方、被害者が落ち着いて陳述をし、少年も陳述を聞いて反省を深めたという事例もあるという。

被害者傍聴の制度自体の良し悪しの問題ではなく、少年や被害者側の個性を家裁調査官がしっかりと見極め、傍聴になじむか否かを判断していただきたい。

- 審判で少年の反省を深めるように持って行くには、どのようにすれば良いのであろうか。
- 先ほどお話に出たように、少年の身柄事件では、観護措置が取られてから4週間以内に審判を行わなければならないという規定がある。その4週間の中で、少年鑑別所職員、付添人や家裁調査官が少年に対して様々な働きかけをするのであるが、内省が深まる少年もいれば、深まらない少年もいる。審判の約1時間という短い時間で少年の内省を深めることは、なかなか難しいが、私が経験した被害者傍聴事件で、被害者が少年を思いやった発言をしたことがあり、それによって内省が深まったかは分からないが、このように感じる人もいるのだという気づきは得られたのではないかと感じたことはある。
- ◎ 鑑別所に入った少年は後悔はしており、今後はまじめになろうという気にはなっている。それが、今後の行動の改善も含む内省にまで至らず、まじめな行動が長続きしない少年が多い。
- 審判結果等を被害者がみだりに公表する危険性が高い場合には、審判結果等の通知をしないとの説明であったが、通知をする際に、みだりに公表してはならないということは被害者に知らせているのか。
- △ 通知をする際に、守秘義務に関する注意喚起も併せて行っている。
- 守秘義務がプレッシャーとなり、制度を利用し得る人が利用しにくくなるということはないか。家族や親族にも言うてはならないのだろうか心配する方はいないか。
- △ 私の経験では、そのような懸念を示された方はいない。
- 制度を利用した方へのアンケートを実施しているか。
- △ アンケートは実施していないが、傍聴終了後に職員が質問を受ける時間を設けており、その時間の中で感想を聞いたことはある。
- ◎ どのような内容であったか。
- △ 昨年、傍聴許可をした事件は2件ある。

その内1件では、裁判所への謝意を表され、問題はなかった。

他方の1件では、少年と被害者が顔を合わせることがないように、職員が配置についたり被害者に付き添ったりしていたことについて、「ずっと付いていられることに多少違和感を感じたところがあった。」との感想であった。

○ 結果通知の際に守秘義務に関する注意喚起をすることであったが、守秘義務に関する注意喚起を事前にすることはないのであるか。結果通知の際に行っても被害者が理解できたか分からないし、みだりに公表するおそれの有無の判断もできないのではないか。

△ 窓口に来て説明を受けながら申出をされる方には、その際に直接注意喚起をしているが、書面を郵送して申出をされる方には、リーフレット等の記載による注意喚起のみというのが現状である。

○ そうであれば、結果通知をする危険性の有無を事前にチェックできないことになり、いわばフリーパスで結果通知をすることにならないか。

△ これまでは事前にそのような危険性があると判明した事例がなく、結果通知が認められなかったケースはない。

○ この点については、運用を御検討いただければと思う。

○ 先ほど、少年事件は逮捕から審判まで1月ほどの短い期間しかなく、少年の精神が未熟であることもあって反省が進まないと述べた点について補足するが、それはあくまでも被害者傍聴との関連で申し上げたのであって、保護観察や試験観察、少年院における教育など、少年事件に関する制度全体において反省をする機会がないと述べたのではない。

○ 少年事件について、弁護士は今まで加害者である少年の弁護に力を注いできたと思うが、私は、被害者配慮制度、特に審判傍聴について、少年の反省につなげるためにも、利用し得る人が利用しやすいようにしてもらいたいと考えている。利用率も、利用して当たり前という率にしてもらいたい。

○ 被害者傍聴に対する考え方は、弁護士の中でも意見は二分する。私は、先

ほど申し上げたように、少年や被害者側の個性による見極めが重要だと考えている。

- 利用率が高ければ良く、低ければ悪いとは思わない。利用し得る人にしっかりと周知していただければ良い。

制度をより利用しやすいものにしてもらえれば良いと思う。

- 先ほど、制度を利用した方へのアンケートを実施してはどうかという御意見をいただいた。

書記官が感想を直接聞く場合は、聞き方に配慮しながら感想を伺うことができるが、審判結果通知など、来庁せずに申出をされたケースで書面によるアンケートを送付することについては、傷ついている被害者に対して送付するのが相当か否か、不安な点はある。

- アンケートというのは一例として申し上げた。制度を利用した方の意見を聞くことができたなら参考になるのではないかという趣旨である。

- ◎ プレゼンテーション「再非行防止の取組について～少年事件における教育的措置～」の内容について、何か質問はあるか。

また、どうすれば少年事件における教育的措置をより効果的なものにすることができるか、また、新たな教育的措置として活用できるものはないかについて、ご意見を伺いたい。

- 少年事件では、友人関係の中で、友人が万引きをしているから自分もやるというような、共犯的な犯罪が多々あると思うが、共犯者との関係も教育的措置の対象に含まれるか。

△ 私はグループワークで実際に司会進行役を務めているが、友人に誘われてやったという話は、少年からよく出てくる。誘われたときにどうするかという話もグループワークで取り上げて、万引をしないような働きかけを行っている。

- 教育的措置は、プログラムがあらかじめ決まっているものなのか、それ

とも、個々の非行の状況によってプログラムは違うものになるのか。

また、少年に対する働きかけは、継続して行われるものなのか、それとも1回で終わるものなのか。

- 個別に行う教育的措置はもちろん個別に行っている。集団で行う教育的措置についても、記録を見たり面接を行って、その教育的措置に適するか否かを判断している。

働きかけが継続的であるか否かについては、この措置は審判不開始や不処分というような、保護処分に至らない少年を対象にしているので、集団で行う教育的措置は単発である。個別に行う教育的措置については、調査を継続して行う中で、何度か同じ教育的措置をしたり、別の教育的措置をしたりすることはある。

- 保護者のいない少年もいると思うが、その場合には保護者に対する働きかけには参加者がいないということになるのであろうか。少年への教育と同様に保護者への指導が大事であると思う。

- 保護者がいない少年は確かにいるが、非行少年全体に占める割合は極めて低い。そのような場合は、家裁調査官は施設の職員を調査することになる。

なお、極めて希ではあるが、保護者が反社会的な思想の方である場合がある。しかし、私の経験上、そのような保護者も、自分の子供を犯罪者にしたくないという方が多く、家裁調査官との間の信頼関係を結ぶことができると思う。

- 保護者に対する働きかけは、保護者に受ける義務はあるのか。

- 義務ではないが、かなりの確率で協力は得られると思う。

- 昔非行少年であったが、今は経営者をしているというような方を招いて講話をしてもらうというようなことは考えられないか。そういう方は見つけにくいのだろうか。

- 担当している少年が勤めている会社の役員の方で、昔は非行少年だったという方がいる。そういう方は、少年の気持ちも理解でき、少年もそういう方を慕うが、その方以外にそのような方がいるという情報は持っていない。

被害を考える講習というのは、アメリカで行われた交通違反者に対する教育の手法がルーツなのだが、昔非行少年だったという方を講師に招いたとして、どのような目的でどのようなことを話してもらうのか、イメージができない。

- 自分も昔は悪かったが、君たちにも自分のように未来があるという話をしてもらえないものか。被害のことを一方的に言われると抵抗を示す少年もいると思う。

- ◎ 以前勤務した福岡では、更生した方たちが少年に働きかけを行う団体を作るといった動きがあったようだが、その団体の方向性が明確には分からなかったため、裁判所として協力を求めるには至っていなかった。

更生して成功した方の講話には危険性もある。社長になりたいとか人の上に立ちたいという少年はいるが、その日頃の行状は、努力をするということとは反対のものであることが多い。講話の中で、努力をする必要があると言うことをよほど強く言ってもらわないと、努力もせずに社長になれると思いかねない。

- ◎ 家裁以外に再犯を防止する仕組みについてであるが、山口BBS会には、山口県立大学の学生も参加しているとのことだが、どのような活動をされているか。

- 山口大学と合同で学習支援を行っている。具体的には、児童養護施設に出向いて定期的に学習指導をするという活動を行っている。

- △ 補導委託という形で短期間少年を受け入れ、働かせながら指導をするという方はおり、山口家裁でも10箇所程度の補導委託先を持っている。

○ 不処分などで終わる少年は初犯の少年であり，再犯の少年は保護処分になるものなのであろうか。

● 処分は犯罪が何回目であるかによって機械的に定まるのではない。

また，不処分といっても裁判所が何もしないわけではなく，裁判所の働きかけの効果が期待できるとか，少年や保護者の自覚があるとか，保護者の指導が期待できるなどの判断をしていると理解していただきたい。

○ 教育的措置の内容を裁判所としてはどのように評価しているか。十分ではないと考えているので意見を求められているということなのであろうか。

● 山口家裁で行っている被害を考える講習は，対象とする人数が少なく，効果を統計的に把握できないが，他庁においては，まだ犯罪を重ねていない少年に対して講習をすることは，効果的であると統計的に言うことができると聞いている。

本日は，被害を考える講習についてご意見を伺うとともに，新たな教育的措置についてヒントを伺いたいと考えている。

○ 自分が生きていくことに関する有用感を得ることができるような教育的措置が有効ではないかと考えるが，清掃が習慣になっていない少年に無理矢理清掃をやらせても，有用感を感じることができず，効果的であるのか疑問がある。

少年の年齢にもよるが，命に関する教育は重要だと思う。幼い子供の兄・姉として過ごさせるということに取り組んでいる地域があるが，そのような体験により中学生がよく育つと聞いている。

また，少年の親が自分の人生を楽しんでいるかも重要であると思う。楽しんでいる姿を見せていないならば，少年がよく育つこともないと思う。

○ そのとおりだと思うが，裁判所のカリキュラムも悪いところばかりでもないと思う。

非行少年は想像力が欠けていることが多く，被害者の話を聞いて初めて

被害者の立場を理解できたということも多い。切手収集や清掃活動も、これによって助かる人がいると理解して、気持ちがいいことだと分かったと話す少年もいる。

アスペルガーなど精神的に問題を抱える少年については、重度の場合はそれに対応するプログラムに入っていくのであろうが、重度ではない場合には通常の手続で良いというのが裁判所や検察庁の考え方ではないかと思う。もちろん無理矢理施設に引っ張っていくと人権問題だが、保護者や本人に、施設に入ることを働きかけても良いかと思う。

- 先ほど委員長から、非行少年は努力をする力が足りないという趣旨の話があったが、努力をする能力を養うカリキュラムはないものだろうか。
- ◎ 本当にそのような能力が欠けている少年で、今後も自分中心の生活に戻り再非行の可能性が高くなると、少年院に入ることになると思うが、裁判所で行う教育的措置を受ける少年は、努力する能力があり立ち直ることができると考えている。
- 生活習慣の問題もある。子供の頃から宵っ張りで朝が弱く、根気がなくなっているというような少年は、鑑別所や少年院で規則正しい生活を送り、根気を身につけるといのも一つの方法かと思う。また、補導委託先で数か月間正しい生活習慣を身につけて、良い流れに乗れば、再非行をすることは無いと思う。
- 家庭裁判所だけで教育的措置をするのは難しいと思う。学校などの他の場所で再非行防止の働きかけをするなど、地域での連携があると良いと思う。

被害を考える講習において、少年がグループワークをしている間、保護者はDVDを視聴するということであったが、保護者も、自分の子供が非行をしていることについて色々な思いを持っていると思うので、保護者もグループワークをして話し合えば、有益な感想を持ったり振り返りができ

たりするのではないか。

- 山口県社会福祉協議会が運営している地域生活定着支援センターは、矯正施設を退所した人が地域で生活することを支援しているが、10代の方を3人コーディネートしたケースがある。その方たちは色々な障害をもっており、3人とも親が離婚していた。DVの経験がある人は、自分もそれしか解決法を知らないからDVを繰り返したりする。色々な問題を起こすそのような人と、どのように関わっていくかという問題があるが、おおらかな目で周囲がサポートすることにより、再犯をせずにすむ環境が生まれると考えている。

- 処遇機関ではない家庭裁判所の限界はあるかもしれないが、集団講習も1回で終わりにせず、ケースによっては複数回実施しても良いのではないかと感じた。

また、支援機関との間で受け渡しをして、社会全体で再非行防止の支援をするというシステムができないか。これが行きすぎるとプライバシーの問題が生じるが、社会全体で考えなければならないと痛感した。

- ボランティア団体が協力してくれているとのことだが、保護者が離婚していなくなっているような少年の駆け込み寺的な施設はないか。

- 保護者がおらず孤立している子がいる場合に、学校や民生委員が児童相談所に「養護に欠ける児童がいる。」と通告する制度がある。そうして児童相談所と関係ができた家庭や児童が、困ったときに児童相談所に相談に行くという事例は見聞きする。また、まだ犯罪を重ねていない少年の場合は、困ったときには警察にという健全な発想で、警察に相談に行くケースもある。

- ◎ 親が監護をしない子については、児童相談所が介入して、場合によっては子を親から離して一時保護にするということもあろう。昔は近所が知り合いで、地域が子の面倒を見るということもあったが、核家族化の流れの中でそのようなこともなくなってきた。これからは、意識的に仕組み作りをしなけ

ればならないのかもしれない。

5 次回テーマ

次回のテーマとして、「面会交流について」を取り上げることが了承された。

6 次回期日

平成26年9月10日（水）午後2時

7 委員長挨拶

以 上